

2023. 7. 6

No.071

## 会社は今すぐに 都労委の「全部救済命令」を履行せよ！！

東京都労働委員会は6月7日に、「八王子駅パンフ配布処分事件」においてJR東日本会社の行為を「正当な労働組合活動に対する不利益扱い・組合活動を不当に制限するもの」とし、不当労働行為と認定、会社に対し命令書を交付しました。ですが、会社は八王子地本との団体交渉の回答で、「中央労働委員会に再審査申立てを行ったところであり、当該命令が確定しているものではない。」との理由で未だに全部救済命令を履行していません。

しかし、中央労働委員会のホームページには以下の記載があります。

Q15：都道府県労働委員会から救済命令（初審命令）の交付を受けました。使用者は、不服があっても従わなければなりませんか？

A15：救済命令等は、交付の日から効力を生じ、使用者は、交付を受けた時から遅滞なく命令を履行しなければなりません。救済命令は、①中央労働委員会が再審査の結果、初審命令を取り消し、または変更したとき、②救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てに基づき労働委員会が和解の認定を行ったときに、その効力を失います。

したがって、**不服があり、中央労働委員会に再審査申立てを行ったとしても、裁判所に取消訴訟を提起したとしても、初審命令の効力は停止しないため、使用者は初審命令を履行する必要があります。**  
(厚生労働省中央労働委員会ホームページ 「よくあるご質問」 Q15より引用)

つまり、会社の理由は**全く理由にならず、明確な法令違反**です。会社は社員に対しコンプライアンスを遵守するよう指導していますが、ならば会社自身が直ちに全部救済命令を履行すべきです！

**コンプライアンス違反を繰り返す会社に、  
コンプライアンスを語る資格は無い！！  
法令を遵守し、直ちに命令を履行しろ！！**